

平成 2 9 年

小 牧 市 議 会

第 1 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条 例 案	28件
一 般 議 案	2件
専決処分承認案	1件
補正予算案	12件
当初予算案	13件
計	56件

議案目次（第1号議案、第2号議案）

条 例 案	
1 小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1
2 小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1
3 小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	2
4 小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	2
5 小牧市職員の修学部分休業に関する条例の制定について……………	2
6 小牧市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について……………	3
7 小牧市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について……………	3
8 小牧市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………	4
9 小牧市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	5
10 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	5
11 小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
12 小牧市障害者自立支援審査会の委員の定数及び任期を定める 条例の制定について……………	6
13 小牧市福祉有償運送運営協議会条例の制定について……………	6
14 小牧市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について……………	6
15 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
16 小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例及び小牧市指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について……………	7
17 小牧市農政推進協議会条例の制定について……………	7
18 小牧市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について……………	8

19	小牧市人・農地プラン検討会条例の制定について	8
20	小牧市食育推進会議条例の制定について	9
21	小牧市緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
22	小牧市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	9
23	小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
24	小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
25	小牧市学校給食用物資選定委員会条例の制定について	10
26	小牧市学校保健結核対策委員会条例の制定について	11
27	小牧市生涯学習審議会条例の制定について	11
28	史跡小牧山整備計画審議会条例の制定について	11
一般議案		
29	小牧市道路線の廃止について	12
30	小牧市道路線の認定について	12
補正予算案		
31	平成28年度小牧市一般会計補正予算（第6号）	13
32	平成28年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）	16
33	平成28年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	16
34	平成28年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	17
35	平成28年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	17
36	平成28年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	18
37	平成28年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	19
38	平成28年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	21
39	平成28年度小牧市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	22
40	平成28年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	23
41	平成28年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	24
42	平成28年度小牧市病院事業会計補正予算（第2号）	24
当初予算案		
43	平成29年度小牧市一般会計予算	25

44	平成29年度小牧市土地取得特別会計予算	25
45	平成29年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算	25
46	平成29年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業 特別会計予算	25
47	平成29年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特 別会計予算	25
48	平成29年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事 業特別会計予算	25
49	平成29年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別 会計予算	25
50	平成29年度小牧市公共下水道事業特別会計予算	25
51	平成29年度小牧市農業集落排水事業特別会計予算	25
52	平成29年度小牧市介護保険事業特別会計予算	25
53	平成29年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算	25
54	平成29年度小牧市病院事業会計予算	25
55	平成29年度小牧市水道事業会計予算	25
	専決処分承認案（第2号議案）	
56	専決処分の承認について	26

条 例 案

(議案第 1 号)

小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

- 1 住居手当の支給の対象となる職員のうち、市外に居住する職員の住居手当の額を、市内に居住する職員の住居手当の額の 2 分の 1 に相当する額（現行同額）とする。
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 2 号)

小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 1 非常勤職員の育児休業に係る要件の一部を、子が 1 歳 6 か月に達する日までに、その任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者とする。
- 2 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子のうち、児童福祉法に規定する養子縁組里親に委託されている児童等に準ずる者を、児童の親等の意に反するため養子縁組里親となることができない養育里親である職員に委託されている児童とする。
- 3 子を養育するため既に育児休業又は育児短時間勤務をしたことがある職員が当該子に係る再度の育児休業又は育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、特別養子縁組が成立しなかった場合等を追加する。
- 4 育児に係る部分休業と保育のための特別休暇又は介護時間を同時に取得する場合は、1 日につきその合計時間を 2 時間までとする。
- 5 その他所要の規定の整備を行う。
- 6 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、4 は、公布の日から施行する。

(議案第 3 号)

小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を設ける。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 4 号)

小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 職員を派遣することができる団体に、一般財団法人こまき市民文化財団を加える。
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

(議案第 5 号)

小牧市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

- 1 この条例は、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 職員が修学部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、30 分を単位として修学部分休業を承認することができるものとする。
- 3 修学部分休業の対象となる教育施設は、学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とする。
- 4 修学部分休業の期間は、2 年を超えない範囲内の期間とする。
- 5 修学部分休業の承認の取消しについて定める。

- 6 修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 7 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第6号)

小牧市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

- 1 この条例は、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 55歳以上の職員が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として高齢者部分休業を承認することができるものとする。
- 3 高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮について定める。
- 4 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 5 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第7号)

小牧市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

- 1 この条例は、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 在職期間が2年以上である職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動のために自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、自己啓発等休業を承認することができるものとする。
- 3 自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修のための休業の場合は2年を、国際貢献活動のための休業の場合は3年を超えない範囲内の期間とする。
- 4 自己啓発等休業の対象となる教育施設は、学校教育法に規定する大学、大学院等及びこれらに相当する外国の大学とする。

- 5 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構の派遣業務により行う奉仕活動とする。
- 6 自己啓発等休業の承認の取消事由を定める。
- 7 自己啓発等休業から職務に復帰した場合における号給は、職務に有用であると認められる大学等課程の履修又は国際貢献活動の場合は100分の100以下、それ以外は100分の50以下の換算率で調整することができるものとする。
- 8 自己啓発等休業を取得した職員の退職手当を算定する際は、在職期間から自己啓発等休業の期間（勤続期間の計算については、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等はその期間の2分の1の期間）を除算する。
- 9 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（議案第8号）

小牧市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

- 1 この条例は、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができるものとする。
- 3 配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。
- 4 配偶者同行休業の対象となる配偶者外国滞在事由を定める。
- 5 配偶者同行休業の承認の取消事由を定める。
- 6 配偶者同行休業を申請した職員の業務を処理することが困難である場合は、任期付採用又は臨時的任用を行うことができるものとする。
- 7 配偶者同行休業から職務に復帰した場合における号給は、100分の50以下の換算率で調整することができるものとする。
- 8 配偶者同行休業を取得した職員の退職手当を算定する際は、在職期間から配偶者同行休業の期間を除算する。
- 9 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第 9 号)

小牧市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 実施機関は、自己情報を訂正したときは、条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者に対して、その旨を通知するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 10 号)

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料及び変更の認定の申請に対する審査に係る変更認定申請手数料について、登録住宅性能評価機関が設計住宅性能評価書を交付した場合等の手数料を定める。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 11 号)

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 小牧市高齢者デイサービスセンターを利用できる者は、介護保険法に規定する通所介護の保険給付又は第 1 号事業支給費を受けることができる者とする。
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第12号)

小牧市障害者自立支援審査会の委員の定数及び任期を定める
条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市障害者自立支援審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数及び任期を定めるものとする。
- 2 審査会の委員の定数は、7人以内とする。
- 3 審査会の委員の任期は、3年とする。
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第13号)

小牧市福祉有償運送運営協議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 協議会は、福祉有償運送について、その必要性、問題点等について協議し、利用者の安全、安心及び利便性が確保された適正な運営を図る。
- 3 協議会は、委員9人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額7,700円とする。
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第14号)

小牧市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 協議会は、地域包括支援センターの設置、運営、評価等に係る必要な事項を審議し、センターの適切、公正かつ中立な運営を図る。
- 3 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3年とする。

- 5 委員の報酬の額は、日額7,700円とする。
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第15号)

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 介護認定審査会の委員の任期は、3年とする。
- 2 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税であって本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下である者等の平成29年度の減額賦課に係る保険料率を22,480円とする。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第16号)

小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び小牧市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 地域密着型通所介護（指定療養通所介護を含む。）の事業の基本方針、従業者の人員、事業の運営を行うために必要な設備の基準及び事業の運営に関する基準を定める。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第17号)

小牧市農政推進協議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市農政推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 協議会は、農業経営基盤強化の促進、農業の担い手の確保等農業振興に必要な施策について協議する。
- 3 協議会は、委員 8 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額 7,700 円とする。
- 6 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 18 号)

小牧市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 協議会は、農業振興地域整備計画の策定及び当該計画に基づく事業について協議する。
- 3 協議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。
- 5 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 19 号)

小牧市人・農地プラン検討会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 検討会は、人・農地プラン（地域が抱える人と農地の問題を解決するための計画をいう。）を策定し、及び当該プランを推進する。
- 3 検討会は、委員 12 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額 7,700 円とする。
- 6 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第20号)

小牧市食育推進会議条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市食育推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 推進会議は、食育推進計画を作成し、及び当該計画を推進する。
- 3 推進会議は、委員21人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額7,700円とする。
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第21号)

小牧市緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 工場立地法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第22号)

小牧市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 児童福祉法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。ただし、1は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第 2 3 号)

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 小牧三丁目地区整備計画区域及び中央一丁目地区整備計画区域におけるナイトクラブの建築の規制を廃止する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 2 4 号)

小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 山岸児童遊園を廃止する。
- 2 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 2 5 号)

小牧市学校給食用物資選定委員会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市学校給食用物資選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 委員会は、経済的かつ良質な学校給食用物資を選定する。
- 3 委員会は、委員 1 2 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、1 年とする。
- 5 委員の報酬の額は、年額 1 0 , 0 0 0 円とする。
- 6 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第26号)

小牧市学校保健結核対策委員会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市学校保健結核対策委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 委員会は、児童生徒及び学校の職員について胸部エックス線検査の必要性及び結核発生時の対策を検討する。
- 3 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、1年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額20,000円とする。
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第27号)

小牧市生涯学習審議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 審議会は、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額7,700円とする。
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第28号)

史跡小牧山整備計画審議会条例の制定について

- 1 この条例は、史跡小牧山整備計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 審議会は、史跡小牧山の整備及び管理に関する計画について審議する。
- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額7,700円とする。
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

一般議案

(議案第29号)

小牧市道路線の廃止について

既認定路線を整理するため、一宮舟津線ほか1路線を廃止する。

(議案第30号)

小牧市道路線の認定について

市民の利便を増進するため、桜井郷中線ほか3路線を認定する。

補正予算案

補正予算案の概要

(単位 千円)

会計別		補正前の額	補正額	計
一般会計		54,278,026	△1,681,512	52,596,514
特別会計	土地取得	2,423	△965	1,458
	国民健康保険事業	16,745,780	△216,593	16,529,187
	小松寺土地区画整理事業	106,264	△3,300	102,964
	文津土地区画整理事業	1,392,089	△20,036	1,372,053
	岩崎山前土地区画整理事業	277,656	△6,903	270,753
	小牧南土地区画整理事業	824,227	△133,192	691,035
	公共下水道事業	3,860,479	△284,052	3,576,427
	農業集落排水事業	75,616	△3,500	72,116
	介護保険事業	7,638,802	△328,873	7,309,929
	後期高齢者医療	2,852,625	50,614	2,903,239
	小計	33,775,961	△946,800	32,829,161
合計		88,053,987	△2,628,312	85,425,675

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
収 益 的 収 入	20,792,262	16,010	20,808,272
収 益 的 支 出	20,671,936	91,479	20,763,415

(議案第31号)

平成28年度小牧市一般会計補正予算(第6号)

補正予算の内容

歳 入

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
54,278,026	△1,681,512	52,596,514	個人市民税	195,000
			固定資産税(償却資産)	110,000
			配当割交付金	△99,000
			株式等譲渡所得割交付金	△61,000
			児童手当交付金	△68,920
			社会資本整備総合交付金	△73,222
			学校施設環境改善交付金	59,824
			介護施設等整備事業費補助金	△163,476
			市有土地売却収入	54,935
			寄附金(こまき応援寄附金関係)	270,649
			財政調整基金繰入金	△1,206,145
			都市基盤整備基金繰入金	△940,000
			次世代教育環境整備基金繰入金	△190,000
			前年度繰越金	376,911
			その他	52,932

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
54,278,026	△1,681,512	52,596,514	後期高齢者医療特別会計繰出金	△33,880
			地域密着型サービス施設整備補助金	△128,700
			地域密着型サービス施設開設準備経費補助金	△34,776
			介護保険事業特別会計繰出金	△51,561
			児童手当	△99,340
			教育・保育事業	△47,000
			返還金(生活保護費等国庫負担金等)	51,251
			予防接種事業	△31,726
			小牧岩倉衛生組合運営費・建設費負担金	△197,136
			企業立地推進事業	△112,600
			高速道路交差橋りょう工事委託料	△42,663
			その他の河川水路整備事業	△33,152
			一級河川改修事業	△27,548
			公園緑地施設改修事業	△38,665
			児童遊園施設整備事業	△29,755
			土地区画整理事業特別会計繰出金	△44,693
			公共下水道事業特別会計繰出金	△45,932
			小学校施設営繕事業	△173,684
			幼稚園就園奨励費補助金	△27,000
			基金積立金(こまき応援寄附金関係)	270,649
その他	△803,601			

繰越明許費補正

(単 位 千 円)

款	項	事 業 名	補正前	補正後
			金 額	金 額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード作成等委託料交付事業	0	14,050
6 農林費	1 農業費	ため池整備事業	0	36,398
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路側溝補修事業	0	22,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	0	132,308
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持補修事業	0	10,300

8	土木費	2	道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	0	48,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	交通安全施設維持補修事業	0	7,400
8	土木費	2	道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	0	17,000
8	土木費	3	河川費	河川水路整備事業	0	25,532
8	土木費	3	河川費	雨水対策事業	0	64,000
8	土木費	4	都市計画費	街路新設改良事業	43,000	104,900
8	土木費	4	都市計画費	公園緑地施設整備事業	115,000	116,000
9	消防費	1	消防費	消防水利整備事業	0	1,187

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
流域貯留浸透施設整備事業	52,900	25,500
都市整備事業	64,800	73,500
公園整備事業	40,800	47,800
市営住宅整備事業	17,800	20,800
消防施設購入事業	31,500	31,100
校舎大規模改造事業	345,300	371,600

(議案第32号)

平成28年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
2,423	△965	1,458	土地貸付収入	988
			土地開発基金運用利子	△262
			土地開発基金利子	△297
			一般会計繰入金	△1,393
			預金利子	△1

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
2,423	△965	1,458	除草委託料	△465
			土地開発基金繰出金	△500

(議案第33号)

平成28年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
16,745,780	△216,593	16,529,187	療養給付費等負担金	△9,261
			前期高齢者交付金	△250,191
			普通調整交付金	△2,176
			保険基盤安定繰入金	15,536
			その他一般会計繰入金	△15,536
			前年度繰越金	45,035

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
16,745,780	△216,593	16,529,187	後期高齢者支援金 △216,593

(議案第34号)

平成28年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業
特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
106,264	△3,300	102,964	保留地処分金 14,030 一般会計繰入金 △19,306 前年度繰越金 1,976

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
106,264	△3,300	102,964	測量設計委託料 △3,300

(議案第35号)

平成28年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特
別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
1,392,089	△20,036	1,372,053	保留地処分金 26,984 社会資本整備総合交付金 △164,200 一般会計繰入金 △13,014 前年度繰越金 3,094 区画整理事業債 127,100

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
1,392,089	△20,036	1,372,053	道水路工事費	△12,000
			上水道布設負担金	△2,500
			ガス布設負担金	△4,000
			市債償還利子	△1,536

繰越明許費

(単 位 千 円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	278,455

地方債補正

(単 位 千 円)

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	409,600	536,700
合 計	409,600	536,700

(議案第36号)

平成28年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
277,656	△6,903	270,753	保留地処分金	△26,000
			社会資本整備総合交付金	△11,300
			一般会計繰入金	46,745
			仮清算徴収金	5,496
			前年度繰越金	4,856
			区画整理事業債	△26,700

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
277,656	△6,903	270,753	道水路工事費 △7,000
			仮清算交付金 625
			市債償還利子 △528

繰越明許費

(単 位 千 円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	38,646

地方債補正

(単 位 千 円)

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	29,100	2,400
合 計	29,100	2,400

(議案第37号)

平成28年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別
会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
824,227	△133,192	691,035	保留地処分金 23,363
			社会資本整備総合交付金 △79,800
			一般会計繰入金 △59,118
			前年度繰越金 10,363
			区画整理事業債 △28,000

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
824,227	△133,192	691,035	測量設計委託料	△1,700
			道水路工事費	△24,000
			ガス布設負担金	△3,500
			NTTケーブル移設負担金	△5,000
			物件移転補償費	△97,700
			市債償還利子	△1,292

繰越明許費

(単 位 千 円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	72,058

地方債補正

(単 位 千 円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	151,300	123,300
合 計	151,300	123,300

(議案第38号)

平成28年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
3,860,479	△284,052	3,576,427	社会資本整備総合交付金	△120,144
			一般会計繰入金	△45,932
			前年度繰越金	30,924
			下水道事業債	△148,900

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
3,860,479	△284,052	3,576,427	消費税及び地方消費税	△14,893
			五条川左岸流域下水道維持管理費負担金	38,000
			污水管整備事業	△150,000
			五条川左岸流域下水道建設負担金	△4,531
			桃花台污水中継ポンプ場工事委託料	△30,090
			大輪ポンプ場整備事業	△23,142
			向町ポンプ場整備事業	△22,788
			雨水幹線整備事業	△71,690
			市債償還利子	△4,918

継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
2 下水道建設費	1 下水道建設費	大輪ポンプ場整備事業	388,000	平成28年度	116,400	313,000	平成28年度	93,900
				平成29年度	271,600		平成29年度	219,100
2 下水道建設費	1 下水道建設費	向町ポンプ場整備事業	307,500	平成28年度	92,250	232,500	平成28年度	69,750
				平成29年度	215,250		平成29年度	162,750

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 下水道費 下建設	1 下水道費 下建設	公共下水道整備事業	128,000
2 下水道費 下建設	1 下水道費 下建設	雨水幹線整備事業	35,900

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
流域下水道事業	29,400	24,900
公共下水道事業	418,300	273,900
合計	447,700	298,800

(議案第39号)

平成28年度小牧市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
75,616	△3,500	72,116	一般会計繰入金 前年度繰越金
			△7,346 3,846

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
75,616	△3,500	72,116	管路施設工事費
			△3,500

(議案第40号)

平成28年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
7,638,802	△328,873	7,309,929	介護給付費負担金(国) △67,955
			地域支援事業交付金(国)(介護予防事業) △1,172
			地域支援事業交付金(国)(包括的支援事業・任意事業) △1,950
			介護給付費交付金 △112,000
			地域支援事業支援交付金 △1,313
			介護給付費負担金(県) △62,045
			地域支援事業交付金(県)(介護予防事業) △586
			地域支援事業交付金(県)(包括的支援事業・任意事業) △975
			介護保険事業基金利子 437
			介護給付費繰入金 △50,000
			地域支援事業繰入金(介護予防事業) △586
			地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) △975
			介護保険事業基金繰入金 △142,341
前年度繰越金 112,588			

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
7,638,802	△328,873	7,309,929	居宅介護サービス給付費 △100,000
			介護予防サービス給付費 △50,000
			施設介護サービス給付費 △200,000
			特定入所者介護サービス費 △50,000
			通所型介護予防事業委託料 △4,689
			地域包括支援センター運営委託料 △5,000
			介護保険事業基金積立金 80,816

(議案第41号)

平成28年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
2,852,625	50,614	2,903,239	特別徴収保険料	22,982
			普通徴収保険料	32,565
			保険基盤安定繰入金	△10,055
			療養給付費繰入金	△23,825
			前年度繰越金	5,122
			療養給付費負担金精算金	23,825

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
2,852,625	50,614	2,903,239	保険料等負担金	50,614

(議案第42号)

平成28年度小牧市病院事業会計補正予算(第2号)

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要	
20,792,262	16,010	20,808,272	長期前受金戻入	△1,749
			その他特別利益	17,759

支出

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要	
20,671,936	91,479	20,763,415	経費	△49,000
			減価償却費	△11,527
			消費税及び地方消費税	147
			雑損失	△53,871
			その他特別損失	205,730

当初予算案

(議案第43号～議案第55号)

平成29年度当初予算案の概要

(単位 千円)

会計別		29年度予算額	28年度予算額	比較
一	一般会計	51,420,000	53,238,000	△1,818,000
特別会計	土地取得	1,575	2,423	△848
	国民健康保険事業	16,588,535	16,623,984	△35,449
	小松寺土地区画整理事業	158,579	106,157	52,422
	文津土地区画整理事業	492,401	1,394,262	△901,861
	岩崎山前土地区画整理事業	285,096	277,515	7,581
	小牧南土地区画整理事業	534,972	824,099	△289,127
	公共下水道事業	3,868,480	3,854,823	13,657
	農業集落排水事業	71,619	75,523	△3,904
	介護保険事業	8,287,499	7,577,982	709,517
	後期高齢者医療	3,123,305	2,852,625	270,680
	小計	33,412,061	33,589,393	△177,332
	合計	84,832,061	86,827,393	△1,995,332

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	29年度予算額	28年度予算額	比較
収益的収入	21,081,386	20,772,040	309,346
収益的支出	21,533,918	20,741,026	792,892

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	29年度予算額	28年度予算額	比較
資本的収入	6,928,035	959,053	5,968,982
資本的支出	8,614,626	2,232,846	6,381,780

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	29年度予算額	28年度予算額	比較
収益的収入	3,021,956	3,025,610	△3,654
収益的支出	2,921,583	2,973,281	△51,698

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	29年度予算額	28年度予算額	比較
資本的収入	360,425	553,577	△193,152
資本的支出	1,916,139	1,571,065	345,074

